

2009 年 8 月 10 日  
会社名 シティグループ・インク  
(コード番号 8710 東証第一部)  
問合せ先 〒107-6029  
東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル  
西村あさひ法律事務所弁護士 木目田 裕  
(TEL 03-5562-8500)

### 大量保有報告書等の訂正等に関する今後のスケジュールについて

平成 21 年 7 月 27 日付け適時開示「大量保有報告書等の訂正等に関するスケジュールの変更について」において、シティの関連会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド(EDINET コード E11634)、シティグループ・グローバル・マーケット・インク(同 E11854)及びシティグループ・グローバル・マーケット・フィナンシャル・プロダクト(同 E11417)(以下、これらを「CGML 等」といいます。)が過去に提出した大量保有報告書及び変更報告書(以下、「大量保有報告書等」といいます。)の訂正や新規提出に関し、平成 18 年 12 月まで遡っての訂正作業のスケジュールに変更を要することが判明した旨お伝えいたしました(これまでの適時開示については別紙 1 をご参照ください)。

本日、以下のとおり、訂正作業の完了までの具体的なスケジュールを改めてお知らせいたします。

上記 7 月 27 日付け適時開示においてお知らせしたとおり、過去に遡っての訂正作業において、いわゆる一般報告による大量保有報告書等の訂正及び新規提出が必要になる場合が少なくとも 400 件程度存在することが判明しております。これに加えて、いわゆる特例報告による大量保有報告書等の訂正及び新規提出が必要になる場合を含めると、合計約 870 通(既存の大量保有報告書等の取下げを行う訂正報告書(以下、「取下げ訂正報告書」といいます。)約 230 通を含みます。)の大量保有報告書等の訂正及び新規提出が必要になると見込まれております。このような極めて多数にわたる大量保有報告書等を短時間で EDINET を通じて提出することによるシステム上の混乱等を避けるとともに、提出準備ができたものについてはできる限り早く投資家の皆様に情報を開示するために、9 月末までの間に、4 回に分けて提出することを予定しております。

具体的には、8 月 7 日にすでに第 1 回提出として、EDINET を通じた大量保有報告書等の提出のプロセスを確認し、今後の提出作業を円滑に行うため、提出準備の整った 22 通(うち取下げ訂正報告書 3 通)について、先行して提出を行っております(同日提出分の銘柄名については、別紙 2 をご参照ください)。今後、第 2 回提出として、主として平成 19 年 5 月以降の特例報告について、8 月末頃までに 180 通程度(うち取下げ訂正報告書 50 通程

度)、第3回提出として、主として平成19年5月以前の一般報告について、9月中旬頃までに90通程度(うち取下げ訂正報告書5通程度)、第4回提出として、主として平成19年5月以降の一般報告について、9月末までに580通程度(うち取下げ訂正報告書170通程度)の大量保有報告書等の提出等を行う予定です。この9月末までに行う第4回提出をもって、過去に遡っての訂正作業を完了することを目標としております。

以 上

(別紙 1)

これまでの経緯等につき、平成 21 年 7 月 27 日付けの適時開示までにお知らせして参りました要点は、次のとおりです。

1 平成 21 年 2 月 12 日付け適時開示「大量保有報告書及び変更報告書の訂正又は新規提出の見直しについて」

- (1) CGML 等について、貸株・借株取引及びデリバティブ取引の一部(以下、「貸株・借株取引等」といいます。)に係る取引データの集計漏れのため、合計 32 銘柄について、平成 18 年 12 月から平成 21 年 2 月 10 日までの間に提出した大量保有報告書等の訂正又は新規提出が必要となっている。
- (2) 今後の調査結果によっては、CGML 等以外のグループ会社についても大量保有報告書等の提出漏れ等が新たに判明する可能性があり、また、上記 32 銘柄以外の銘柄や取引データに関しても、大量保有報告書等の訂正又は新規提出が必要になる可能性がある。

2 平成 21 年 2 月 16 日付け適時開示「本日の大量保有報告書及び変更報告書の提出について」

CGML 等は、2 月 16 日、上記 32 銘柄のうち、2 月 10 日現在で株券等保有割合が大量保有報告書等の提出要件である 5%を超えている 31 銘柄(以下「本件 31 銘柄」という)について、取り急ぎ、同日現在の正確な株券等保有割合等(その時点で取引データの集計漏れが判明していた貸株・借株取引等の取引データを加えたもの)を記載した大量保有報告書等を一部注記付きで提出した。

3 平成 21 年 2 月 23 日付け適時開示「平成 21 年 2 月 16 日付け大量保有報告書等の訂正について」

CGML 等は、2 月 23 日、本件 31 銘柄のうち 2 銘柄(藤田観光株式会社及び株式会社三陽商会)について、上記 2 月 16 日付け大量保有報告書等の株券等保有割合等の記載の誤記を訂正する旨の訂正報告書を提出した。

4 平成 21 年 3 月 5 日付け適時開示「平成 21 年 2 月 16 日付け大量保有報告書等の訂正について(その 2)」

- (1) CGML が行っているプライム・ブローカレッジ業務に係る取引の一部の集計漏れが新たに判明したことから、CGML は、同月 4 日に、本件 31 銘柄のうちエルシーピー投資法人について株券等保有割合等の記載を訂正する旨の訂正報告書を提出した。
- (2) 今後、上記(1)記載のプライムブローカレッジ取引の一部の集計漏れの判明に起因

して、本件 31 銘柄のうちエルシーピー投資法人以外の銘柄に関しても平成 21 年 2 月 16 日付け大量保有報告書等の訂正が必要になる可能性があり、また、CGML 等以外のグループ会社についても大量保有報告書等の提出漏れ等が今後新たに判明する可能性がある。

- (3) そのほか、3 月 5 日時点で以下の検討課題があった。
- ① プライム・ブローカレッジ取引以外のカスタディ業務についても株券等保有割合の算定に含める取引があるかどうか、デリバティブ取引についての株券等保有割合への反映につき漏れや二重計上がないかどうか等を検討する必要がある。
  - ② 旧日興コーディアルグループにおけるみなし共同保有者の判定において、本来は単体での株券等保有割合の変動により決定すべきところをネットィング後の株券等保有割合で決定していることを是正するか確認する必要がある。

#### 5 平成 21 年 3 月 13 日付け適時開示「大量保有報告書等の訂正等に関する現在の状況及び今後の見通しについて」

- (1) 上記 2 月 16 日付け大量保有報告書等について、プライム・ブローカレッジ取引の一部の反映漏れ等の判明のために必要となる訂正等を 4 月末までに一括して行う。
- (2) 本件 31 銘柄やそれ以外の銘柄についての取引データ処理を行うためのシステムを開発して、平成 18 年 12 月まで遡って、過去に提出し又は提出すべき大量保有報告書等の訂正等を行う。訂正等のスケジュールは以下のとおりとする。
  - ① システム開発及びテストの目標時期を平成 21 年 5 月下旬とする。
  - ② ①の後、少なくとも 1 ヶ月程度をかけて、平成 18 年 12 月以降の取引データに基づきシステムの検証作業を行う。
  - ③ ②の後、平成 18 年 12 月以降に CGML 等を含むシティグループ各社が提出した大量保有報告書等について、必要な訂正報告書や新規の大量保有報告書等の作成を行い、記載の正確性や法令との整合性のチェック等を経て、平成 21 年 8 月上旬を目標時期として、過去に遡っての訂正作業等を完了させる。
- (3) 平成 18 年 12 月以前の取引についても、大量保有報告書等の提出が必要になるかを念のため確認する予定である。その結果、(2)で提出した大量保有報告書等の再訂正が必要となる可能性は完全には否定できないものの、その場合であっても影響は限定的であると考えている。

#### 6 平成 21 年 4 月 17 日付け適時開示「大量保有報告書等の訂正等に関する現在までの状況について」

- (1) 上記 3 月 5 日付け適時開示でお知らせした検討課題に加え、以下の検討課題があることが明らかになった。
  - ① 旧日興コーディアルグループ会社の一部において、借株によって株券等を保有

しつつ株券等のコール・オプションを購入した場合に、借株のみが株券等保有割合に計上され、コール・オプション部分が計上されていないことから、双方が計上されている場合に比して、株券等保有割合が低くなっていた場合がある。

- ② 株券等貸借取引については、原則として、約定日の時点で保有株券等の数の増減を認識し、受渡日到来までに取引数量の変更や取消をすることが可能な契約については例外的に受渡日の時点で保有株券等の数の増減を認識するとの取扱いが徹底されているかについて確認が必要である。
- ③ 共同保有者の単体株券等保有割合について、シティの関連会社においては、共同保有者について、ネットアウト後の単体株券等保有割合を監視していたため、共同保有者の中に単体株券等保有割合が1%以上増加または減少している者がいる場合であっても、共同保有者全体の株券等保有割合の増加または減少が1%未満である場合には、変更報告書を提出していなかった可能性がある。
- ④ 大量保有報告書等の「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すべき契約を、当該株券等の保有状況に変動を生じる可能性があるかどうかの観点から、個別の契約ごとに慎重に判断するとの取扱いが徹底されていたかについて確認が必要である。
- ⑤ 上記2月12日付け適時開示のとおり、株券等保有割合に影響を与える貸株・借株取引等に係る取引データの集計漏れがあったため、平成21年2月16日以降は、貸株・借株取引等に関する情報を補完した上で大量保有報告書等を作成・提出することとしたが、その際、空売りポジションを持つ銘柄については、売付約定が保有株券等の算定において適切に除かれておらず、株券等保有割合の算定が適切に行われていなかった。
- ⑥ 我が国の金融商品取引所に上場されている外国会社の株券等について、大量保有報告書等の提出が必要なものがあるか調査する。

#### 7 平成21年4月28日付け適時開示「本日及び4月30日の訂正報告書の提出について」

上記31銘柄のうち24銘柄に係る大量保有報告書等について、プライム・ブローカレッジ取引の一部の反映漏れの判明等に起因する訂正を行うため、訂正報告書を提出した。(なお、平成21年4月30日付け適時開示「4月28日及び本日の訂正報告書の提出の完了について」により、上記訂正報告書の提出の完了を報告している。)

#### 8 平成21年7月27日付け適時開示「大量保有報告書等の訂正等に関するスケジュールの変更について」

過去に遡っての訂正作業について、いわゆる一般報告による大量保有報告書等の提出が、当初の想定を超えて少なくとも400件程度発生することが判明し、過去の取引データの収集及び手作業による精査・集計が必要になった。これに加え、作業結果の

検証の結果データ処理仕様等に関する変更やシステム機能拡張が必要になったこと等の事情から、訂正作業に1~2ヶ月程度の遅延が生じている。これにより、従前平成21年8月上旬を目標時期としていた訂正作業の完了には、更に一定期間を要する。具体的期間は8月上旬から中旬頃までに開示する。

以 上

(別紙 2)

証券コード	発行者
3058	三洋堂書店
5990	スーパーツール
6466	トウアバルブグループ本社
7562	安楽亭
8962	日本レジデンシャル投資法人
9401	東京放送

※ 銘柄名は、提出義務発生日当時のものを記載しております。

以 上